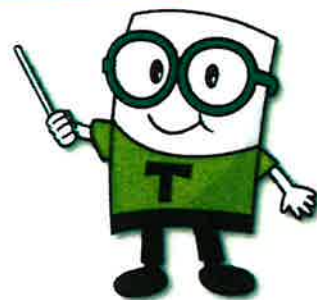


インボイス発行事業者は 消費税の確定申告 が必要です



確定申告をするための **3STEP**

STEP

1

取引関係資料を令和5年9月30日までと10月1日以降に区分

インボイス発行事業者の登録日（令和5年10月1日）以降の申告が必要となるため、請求書や納品書、仕入明細書などの取引関係資料を区分する必要があります

STEP

2

税率ごと（8%と10%）に区分

売上げや仕入れ等の金額を、税率ごとに区分した帳簿等の保存が必要です

STEP

3

確定申告書を作成

- 課税取引金額計算表を作成すると、申告書の作成がスムーズです
 - 令和5年分の消費税の申告・納付期限は**令和6年4月1日（月）**です
- ※ 個人事業者の消費税の納税は、口座引き落としによる「振替納税」が便利です

消費税の確定申告は **e-Tax** が便利です

確定申告書等
作成コーナー

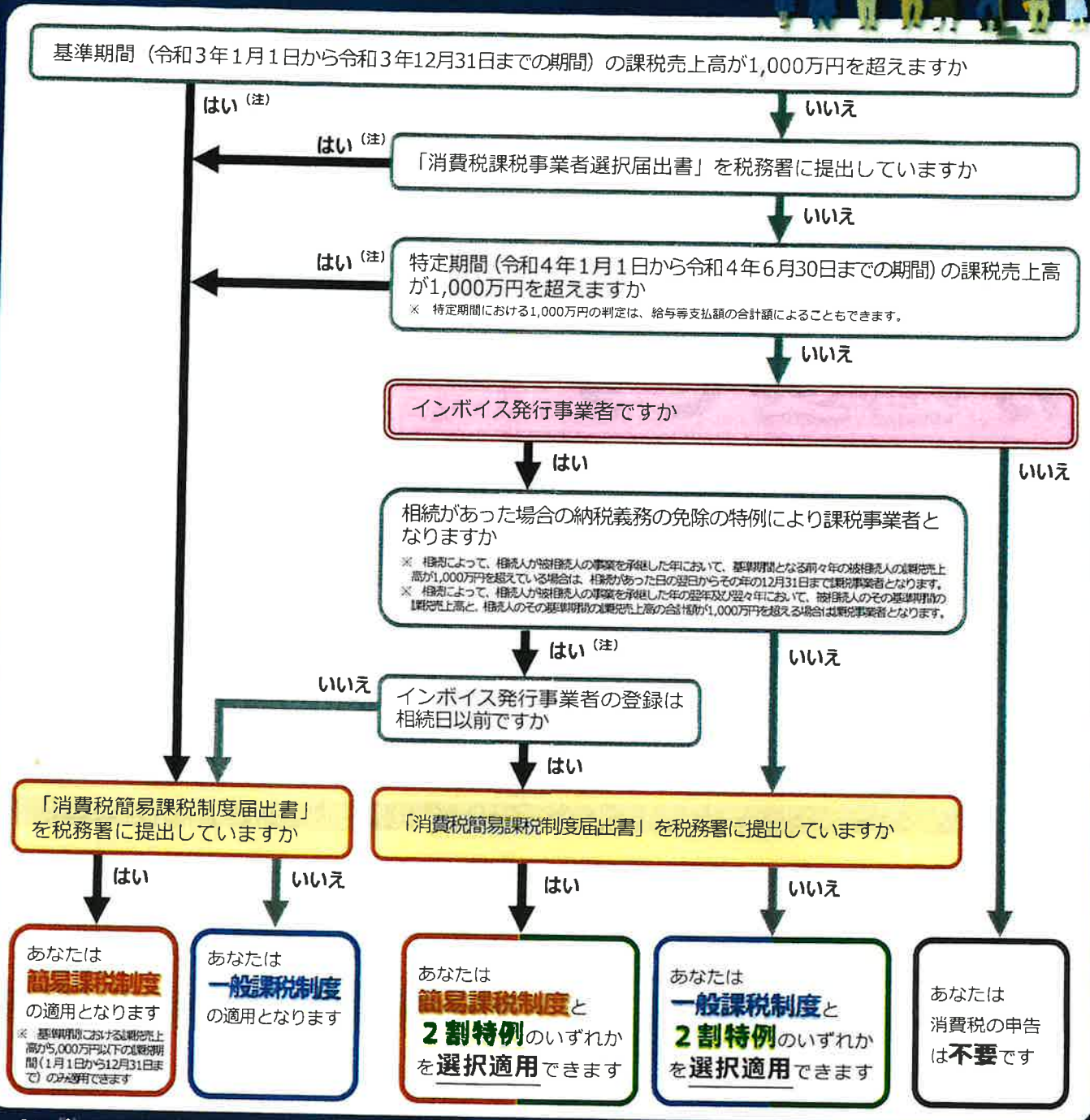


- ★画面に従って入力すれば、税額などを自動計算！
- ★作成した申告書をデータ送信すれば、申告書の印刷・税務署への持参が不要！

消費税申告の計算方法については、裏面のフローチャートをご確認ください ▶▶▶



消費税申告の計算方法のフローチャート



(注) 「はい(注)」に該当する場合は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの課税期間についての申告が必要となります。

計算イメージ

一般課税制度

売上げに係る消費税額から

仕入れ等に係る消費税額

を差し引いて納付税額を計算

・仕入れや経費の額について、実額計算が必要

簡易課税制度

売上げに係る消費税額から

売上税額にみなし仕入率を掛けた金額

を差し引いて納付税額を計算

・仕入れや経費の額について、実額計算が不要

・業種に応じたみなし仕入率を使用

・事前の届出が必要

2割特例

売上げに係る消費税額から

売上税額の8割

を差し引いて納付税額を計算

・仕入れや経費の額について、実額計算が不要

・業種に関わらず売上税額の一割2割を納付

・事前の届出が不要

消費税に関する情報について



インボイス制度 において特にご留意いただきたい事項

10月1日までに登録番号が通知されない場合の売手の対応と
買手の仕入税額控除について

がございます

売手の対応



10月になっても、まだ
登録番号の通知が
届かないなあ…

どうやってインボイス
を交付しよう…?

安心してください!

次のような対応が可能です



税務署

1

事前にインボイスの交付
が遅れる旨を先方に伝え、
通知後にインボイスを交
付する

まだ番号がわからな
いので、インボイス
は後日交付します



2

通知を受けるまでは登録
番号のない請求書等
を交付し、通知後に改
めてインボイスを交付
し直す

または

番号を入れたインボイ
スを改めて交付します



3

通知後にすでに交付した請求書
等との関連性を明らかにした上
で、インボイスに不足する登録
番号を書類やメール等でお知ら
せする

または

請求番号●●の請求
書につき、登録番号
は「T1234…」にな
ります



でも、小売店だと後で
交付は難しいな…



そんな時は…



事前にインボイスの交付が遅れる旨を事業者のHPや店
頭にて相手方にお知らせする



インボイス発行事業者の登録申請中
です。登録は令和5年10月1日から
受けることとなりますが、通知が届
いていないため、インボイスの交付
が遅れます。したがって当店では…

事業者のHP等において登録番号を掲示し、相手方にそ
のページとレシートを併せて保存してもらう



Print!

登録番号は「T1234…」となります。令和5
年10月1日から令和5年●月●日（通知を受
けた日）までの間のレシートをお持ちの方で
仕入税額控除を行う方におきましては、当
ページを印刷する方法により、レシー
トと併せて保存してください。

買手側からの電話等に応じ、登録番号
をお知らせし、相手方にその記録をレ
シートと併せて保存してもらう



番号を教えてください

T1234…です

Write!



※ これらの取扱いは、令和5年9月末までに登録申請を行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いです。登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付していただく必要がありますので、ご注意ください。

買手の対応は裏面をご覧ください。➡

買手の対応

売手から登録番号のお知らせが届かないけど、仕入税額控除していいのかな…？



後でお知らせするとは言っていたけど…



事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、仕入税額控除可能です！

お知らせは事後的に保存できればいいのね！



事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です！

※ 保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。



さらに…

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は、令和5年10月1日～令和11年9月30日までの間、税込1万円未満の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能（「少額特例」といいます）ですので、上記対応は不要です。

※ 「基準期間」とは、個人事業者については前々年、法人については前々事業年度をいい、「特定期間」とは個人事業者については前年1～6月までの期間をいい、法人については前事業年度の開始の日以後6月の期間をいいます。

1万円未満ならインボイスの保存はいらんだな！



1万円（税込）は、一回の取引金額で判定しますので、ご注意ください！



【具体例①】12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入

➡ 特例の対象としてインボイスの保存は不要

【具体例②】12月10日に5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入

➡ 特例の対象外のためインボイスの保存が必要



1商品ではなく、1回の取引が1万円未満かで判断するってことか！

